

最 良 執 行 方 針

この最良執行方針は、金融商品取引法第 40 条の 2 第 1 項の規定に従い、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。

当社では、お客様から国内の金融商品取引所市場に上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客様から取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。

1. 対象となる有価証券

国内の金融商品取引所市場に上場されている株券、新株予約権付社債券、ETF(株価指数連動型投資信託受益証券)、REIT(不動産投資信託の投資証券)等、金融商品取引法施行令第 16 条の 6 に規定される「上場株券等」。

なお、当社ではグリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄である株券、新株予約権付社債券等、金融商品取引法第 67 条の 18 第 4 号に規定される「取扱有価証券」については扱わないものとします。

2. 最良の取引の条件で執行するための方法

当社においては、お客様からいただいた注文に対し当社が自己で直接の相手となる売買は行わず、すべて委託注文として取次ぎます。また、「上場株券等」に係る委託注文はすべて国内の金融商品取引所市場に取次ぐこととし、PTS（私設取引システム）への取次ぎを含む金融商品取引所外売買の取扱いを行いません。

(1) お客様から委託注文を受託した時は、速やかに国内の当該銘柄が上場している金融商品取引所市場に取次ぎます。金融商品取引所市場の売買立会い時間外に受注した委託注文については、金融商品取引所市場における売買立会いが再開された後に金融商品取引所市場に取次ぎます。

(2) (1)において、委託注文の金融商品取引所市場への取次ぎは、次のとおり行います。

- ① 上場している金融商品取引所が 1 箇所である場合（単独上場）には、当該金融商品取引所市場へ取次ぎます。
- ② 複数の金融商品取引所市場に上場（重複上場）されている場合には、委託注文を受託した時点において、QUICK社の情報端末（当社の本支店の店頭で御覧いただけます。）に対象銘柄の証券コードを入力して検索した際に最初に株価情報が表示される金融商品取引所市場（当該市場は、同社所定の計算方法により一定期間において最も売買高が多いとして選定されたものです。）に取次ぎます。

当社本支店にお問い合わせいただいたお客様にはその内容をお伝えいたします。

- ③ ①又は②により選定した金融商品取引所市場が、当社が取引参加者又は会員となっていない金融商品取引所市場である場合には、当該金融商品取引所市場の取引参加者又は会員のうち、当該金融商品取引所市場への注文の取次ぎについて当社が契約を締結している者を経由して、当該金融商品取引所市場へ取次ぎます。

3. 当該方法を選択する理由

金融商品取引所市場は多くの投資家の需要が集中しており、金融商品取引所外売買と比較

すると、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れていると考えられ、ここで執行することがお客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

また、複数の金融商品取引所市場に上場されている場合には、その中で最も流動性の高い金融商品取引所市場において執行することが、お客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

4. その他

(1) 次に掲げる取引については、2. に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行いたします。

- ① お客様から執行方法に関するご指示（当社が自己で直接の相手方となる売買のご希望、執行に関する金融商品取引所市場のご希望、取引所外売買のご希望、お取引の時間帯のご希望等）がある場合

当該ご指示いただいた内容で当社と合意した執行方法

- ② 投資一任契約等に基づく執行は、当該契約等においてお客様から委任された範囲内において当社が選定する方法
- ③ 株式累積投資や株式ミニ投資等、取引約款等に従って執行方法を特定している取引は、当該執行方法
- ④ 単元未満株の取引については、単元未満株を取扱っている金融商品取引業者に取次ぐこととします。
- ⑤ 制度信用取引については、その制度上、新規建てと反対売買とを同一市場で行うことを前提としている仕組みであるため、新規建てをした市場において反対売買することとします。なお、一般信用取引については最良執行方針に従って選定した市場で執行することとなります。
- ⑥ 出合注文については、当初選定した市場が翌日以降選定変更されたとしても、当初選定した市場で継続執行するものとします。なお、お客様の申出により、この注文の執行市場の変更は可能です。

(2) システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法と異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。

最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。

したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、それのみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。